

G I G Aスクール構想の実現に向けた指定都市市長会緊急要望

令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す。」ことが示された。

これを踏まえた文部科学省の令和2年度補正予算においては、「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「G I G Aスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現することを目的として総額約2,292億円が計上されたところである。

指定都市市長会としては、これまでも国に対して、Society 5.0を見据え、子どもたちが新たな価値を創造する力を身に付けることができる学校づくりに向け、教育現場におけるICT環境の充実等に必要な財政措置を要請している。本構想に基づく取組は、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであるとともに、感染症の発生等による学校の臨時休業という緊急時においても学びを保障する環境の早期実現を図るうえで大変重要なものであると強く認識しているところである。

一方で、本構想の加速化に伴う端末整備計画の前倒しや、「1人1台端末」実現後の将来にわたる費用負担など、各地方自治体の財政に与える影響は大きく、特に、多数の児童生徒及び学校施設を抱える指定都市にとっては、未だ様々な課題があるものと認識しており、各地方自治体の実情や負担実績に応じ、国庫補助金額と実負担額の乖離がない財政支援が必要である。

については、本構想の早期実現に向け、各地方自治体が円滑かつ確実に事務を進められるよう以下の点について要望する。

1 G I G Aスクール構想の加速に係る支援

令和5年度までに達成するとされていた児童生徒1人1台端末整備が前倒しされることに伴い、令和2年度に集中的に財政負担が必要となることから、令和4年度までの地方交付税措置とされているこれらの調達等にかかる経費についても、全額国庫補助対象とすること。

また、家庭でのオンライン学習環境を整備する観点から、LTE通信環境（モバイルルータ）の整備に係る支援だけでなく、LTE通信機能を搭載した端末の整備に要する経費についても、現在の補助対象限度額（4.5万円）に上乗せし、支援すること。

さらに、需給のひっ迫や感染拡大防止に伴う社会活動の自粛等により、令和2年度中に全ての端末を調達することは困難であることから、補助事業実施期間を延長するとともに、予算の繰越を柔軟に認めること。

併せて、オンライン学習システムの導入については、学習コンテンツ等のソフト面を含めて自治体の意見を十分に聞いた上で、早期に対応すること。

2 G I G Aスクール構想実現後における持続的な財政支援

G I G Aスクール構想を持続可能なものとするため、国の責任において、端末整備完了後における機器の保守管理や端末更新に係る費用及び在宅での端末活用に伴う通信環境整備に係る費用や回線使用料についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

3 「1人1台端末」の整備促進

「1人1台端末」の調達について、リース又は購入だけでなく、端末の設定、その他必要な業務を包括した委託等による調達についても国庫補助の対象とするなど、弾力的な運用とすること。

4 通信ネットワークの整備促進

校内通信ネットワーク整備事業については、令和2年度内の事業完了を前提とした国庫補助事業とされているが、多数の学校施設を抱える指定都市においては、需給のひっ迫や感染拡大防止に伴う社会活動の自粛等により、単年度での対応は困難であることから、事業実施期間を延長すること。

また、各地方自治体による実際の整備に要する経費を十分に踏まえた国庫補助金の総額を確実に確保するとともに、手続きの簡素化を図ること。

さらに、クラウド利用を前提とする状況においては、インターネット接続回線増強等が必要となることから、校外通信ネットワークの整備及び維持管理に係る費用についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

5 補助対象の拡大

「1人1台端末」の実現にあたっては、学習支援及びセキュリティ対策に係るソフトウェアのライセンス費用や設定費用、周辺機器購入費用、指導者用端末及び一定数の予備端末購入費用、端末のバッテリー交換に要する費用等についても、運用上必要不可欠であることから、これらの費用に関しても国庫補助の対象とすること。

また、電源キャビネット及びネットワーク機器、無線LANアクセスポイントについて、校内通信ネットワーク整備が完了している学校施設に単独で整備を行う場合や、今後の施設の改修等を見据え、可動式のものを整備する場合についても国庫補助の対象とすること。

6 人材の確保

「1人1台端末」の実現にあたっては、端末整備と併せて、ICT支援員やGIGAスクールサポーターの1校1人配置等、「日常的にICTを活用できる体制」づくりが重要となるため、国において地方財政措置も含めた継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

7 国における事業者等との調整

本事業を推進するためには、環境整備に係る費用の低廉化が重要であり、都道府県単位の端末の共同調達に加えて、初期整備費用及び学習目的の通信回線料等の低廉化や端末供給体制の強化、ネットワーク整備の早期完了に向けてICT関連事業者や電気通信事業者等と国が直接調整するなど、事業推進の円滑化に向けた更なる具体的な取組を行うこと。

8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、児童生徒・学生や教員が学校・自宅で使うICT環境の整備・運用経費等のうち、他の支援施策の対象とならない又は超える部分に充当できるとされたが、同交付金については、指定都市が地域の実情に応じてきめ細やかに施策を実施するために必要な額とはなっていない。GIGAスクール構想の推進、実現にあたっては、同交付金の充当が可能であることにかかわらず、既存の補助金の拡充等により、必要な財源を将来にわたり確実に措置すること。

令和2年5月15日
指定都市市長会